

## 第12回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事録

### 一 会議の日時及び場所

日時：平成30年11月 5日（月） 10:00～11:30

場所：官邸 3階南会議室

### 二 出席した委員の氏名

熊谷亮丸委員、櫻井敬子委員、篠原文也委員、武内紀子委員、丸田健太郎委員、美原融委員、山内弘隆議長、渡邊雅之委員

### 三 議事

1. 開 会
2. 挨拶（杉田内閣官房副長官（IR推進本部本部長補佐））
3. 特定複合観光施設区域整備法に係る政令事項について
4. 意見交換
5. 閉 会

○山内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第12回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、御参集いただきましてどうもありがとうございます。

まず初めに、推進本部の本部長補佐でいらっしゃいます杉田内閣官房副長官から、一言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○杉田内閣官房副長官（事務） 御承知の通り、一昨年12月にIR推進法が成立いたしました。その後、委員の皆様方には大変御熱心に、短期間でIR整備法案の大枠について御検討いただきました。その内容を基にいたしまして、IR整備法案としてまとめまして、今年7月には無事成立をいたしました。これもひとえに議長はじめ、皆様方の熱心な御検討のおかげであると心から感謝を申し上げたいと思っております。

IR整備法に係る技術的な事項はかなり政令に落としてありますので、皆様方にはその政令事項の基本的な考え方について御議論をいただいて、これを年内にまとめていただきたいと思っております。これは関係する方々の大変な関心事項であり、同時に肝の部分であります。きちんと実質的に求めるところのセキュリティーであるとか、経済性の問題、マネー・ローンダリング関係の問題、こういう問題等について十分応え得る内容にしていく必要があります。そういう諸点について皆様方の御見識を基に、良い政令にしていきたいと思っておりますので、御議論をよろしくお願いいたしますと思っております。

国会で附帯決議が付されておまして、「政府は、本法に基づく政省令等を定めるに当たっては、国会における議論を踏まえて検討を行うとともに、国会及び国民に対し十分な説明を尽くすこと」とされており、政府としては、この推進会議の場も活用して、国民に対して丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

どうぞ引き続き御協力のほどよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思っております。

本日を含めて3回程度でIR整備法に係る政令事項の基本的な考え方について御議論をいただきたいと思っております。また、今、杉田副長官の御挨拶がありましたが、この期限ですけれども、これは大体年内をめどに取りまとめたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず国会審議の際の議論を踏まえまして、政令事項のうち主要な論点について、事務局から説明を聴取したいと思います。それでは、事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 それでは、よろしくお願い申し上げます。

資料1として本体資料、資料2として参考資料集を配付させていただいておりますけれども、これらに基づきまして簡潔に御説明をさせていただきたいと思っております。早速、資料1の1ページ目に進みたいと思っております。

1 ページ目では、今、御指摘のありましたIR整備法に基づく主な政令事項の全体像をお示ししております。政令事項が数十ありますが、それらを主なまとまりに区分したものでございます。今日から御審議をいただきたいと思っておりますのは1つ目の●で、IR整備法に係る一般的な細則に関する政令でございます。これはなるべく平成30年度末を目途に閣議決定をした上で公布をしたいと考えております。

主な内容としては、今日の資料の内容になりますが、まずIRを構成する施設の中でも、政令で基準等を定めることになっている中核施設の要件でございます。

2 番目が、これは既に昨年の推進会議でも様々な御議論がございましたが、カジノ施設の中のゲーミング区域をどのように規制するのかということに関する政令事項でございます。

3 番目が、カジノ事業に関する広告は一般的に禁止となっておりますけれども、その例外を政令で定めることになっております。

4 番目はマネー・ローンダリング対策につきまして、犯罪収益移転防止法に基づいて本人確認をしたり、犯罪収益移転防止法の上乗せの措置として現金取引報告書を創設したりしておりますが、それらに関する政令事項でございます。

5 番目は、カジノ事業免許等の審査に当たって欠格事由となる場合がIR整備法で定められております。懲役刑等についてはIR整備法で法定されているところですが、罰金刑については政令で定めることになってございます。

6 番目は、カジノ施設への入場について、日本人等については入場料が賦課されたり、回数制限がかかったりすることになっております。また、未成年は入場禁止となっておりますが、一定の者がカジノ施設に入場する場合、例えば公務や業務によりカジノ施設に入場する場合には、政令でその例外を定める必要があるという事項でございます。

その他、技術的な事項が含まれております。

これらを一括して御審議を賜りたいと思っております。なお、それ以外にも●で3つ挙がっているように、カジノ管理委員会の組織に関する組織令、国土交通大臣に都道府県、政令指定都市が区域整備計画を申請することができる期間を定める政令、また、カジノ管理委員会が具体的に動き出してからの話になりますが、カジノ管理委員会の行政サービスに関する手数料を定める政令等がさらに残っております。

それでは、早速中身に入ってまいります。2 ページから5 ページにかけて、IR整備法の政令事項の中でも、特に中核施設については国会審議の中で様々な審議がございましたので、審議の主なもの、特に総理大臣、国務大臣等の答弁がどういうラインで行われているかということを中心に振り返らせていただきたいと思います。

まず2 ページ目ですが、そもそもIRを整備する意義は何なのか、その中で中核施設の位置付けはどういうことになるのかということに関しては、ここにある安倍総理大臣の答弁が最も代表的なもので、何度か繰り返されている答弁でございます。我が国を観光先進国へと引き上げる原動力としてIRを使っていくというIRを整備する趣旨が述べら

れるとともに、具体的には、これまでにないスケールとクオリティを有するIR施設にすることによって、我が国のIRを他国のIRにはない独自性と国際競争力を備え、そして幅広く世界中の観光客を惹き付けるものにする必要があると考えている、というラインの答弁がございませう。これが中核施設の在り方について最も総論的に触れた答弁だと考えております。

3 ページ目に進みますが、カジノ施設と中核施設との関係に関する答弁もございませう。IRで実現される公益上の付加価値、公共政策上の付加価値というのは色々なものがございませうが、特にカジノ施設以外のノンゲーミング部分、つまり中核施設が生み出す付加価値というものが、まさしくIR制度の究極の目的であるという趣旨の答弁もございませう。また、地方がIRを誘致することとの関係に関しましても、IRの立地は決まっておらず、地方の立地もあり得ますが、いずれにしても日本にできるIRは、全国的な観点から見ても日本として国際競争力の高い、そして魅力ある観光政策を推進できる、そういうものに仕上げていくんだという答弁もございませう。

4 ページ目に進みまして、中核施設の基準になります、様々な立地条件があることも踏まえて、どういう基準を作っていくのかという論点については、立地される地域の特性が様々であることも十分に踏まえながら、我が国を代表することとなる規模等にするという考えが示されております。また、3つ目の○ですが、そういうことも踏まえて、各地域において、それぞれの特色を生かした創意工夫ある区域整備計画を作成してもらうことを期待しているという答弁もございませう。

5 ページ目に進みますが、中核施設で実現でき得る公益というものは何なのかということもございませう。一番上の○に書いてありますように、IR全体として目的の公益性やカジノ収益をどう取り扱うかということについては、カジノ収益の活用によるIR区域整備を通じて観光及び地域経済の振興を実現していくことに煎じ詰められるという答弁がございませう。

5 ページ目の一番下は、各施設が設置運営事業等の公益性を確実に担保するものとなるように留意なさいという、国会におけるIR整備法等の附帯決議でございませう。

以上が国会審議における政府答弁及び附帯決議の概要でございませうが、6 ページ以下で中核施設の基準等を考えるに当たって、共通する基本的な視点を持つことがまず必要ではないかということで、6 ページ目に基本的な視点を3つ記載させていただいております。

「基本的な視点1」は、これまでにないクオリティを実現していく、そういう内容を有する施設とすべきではないかという視点でございませう。これは先ほどの総理答弁でも見ていただいた通り、我が国でこれまでにない国際的なMICEビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤としていくという意味で、これまでにないクオリティを実現できるような施設にすべきだという視点でございませう。

「基本的な視点2」は、これまでにないスケールを実現していくような施設とすべき

でありそういう意味で我が国を代表することとなるような施設にするべきであるという視点でございます。特にこれまで刑法が禁じてきた賭博行為を民間事業者に特権的、例外的なものとして認めていくという議論との関係でいきますと、日本にできるIR施設の中核施設がナショナル・プロジェクトとしてふさわしいIR事業の公益性を確保できるような外形的な基準を満たすものにすべきだという視点でございます。

「基本的な視点3」は、先ほどの国会審議での答弁でも見ていただきましたように、民間の活力と地域の創意工夫に応えられるような観点も持つ必要があるのではないかとこの視点でございます。

以上の3つの視点を踏まえながら、7ページ以下で5つの中核施設のそれぞれについて、具体的な基準を検討してまいります。

まず国際会議場施設と展示等施設です。7ページ目は既存の国際会議、展示会の最近の傾向を分析したものでございます。

国際会議も展示会も開催規模に着目して3つのカテゴリーに分類することができるのではないかとこの分析でございます。一般的な規模のもの、大規模なもの、極めて大規模なもの。この部分については資料2の2ページ目と3ページ目を御参照いただきたいと思います。2ページ目は過去3年間に世界で行われた国際会議について、横軸に参加人数別の規模、縦軸にそれぞれの開催件数をグラフ化したものでございます。何万、何千と開催されている規模のものもあれば、何百という頻度の規模のものもあれば、はるかに開催頻度が少ない規模のものもあるということはお分かりいただけたと思います。また、3ページ目は東京ビッグサイト、幕張メッセ、インテックス大阪という我が国を代表する展示等施設を使って過去3年間に開催された展示会について、同様の分析をしたものでございます。これも同様に一般的な規模のもの、大規模なもの、極めて大規模なものという3つのカテゴリーに分けることができるのではないかとこの分析でございます。

資料1の7ページ目に戻りますが、今度は国際会議と展示会それぞれについて、市場特性の分析をしております。まず国際会議については、かなり大規模な国際会議でも、世界中の各都市で持ち回りで行われております。これはいわば7つの海を周回する回遊魚のような特性を持っているということでございます。一方、大きな展示会については、持ち回りで開催されるのではなく、開催される地域のマーケットに根差して市場ごとに需要を掘り起こして立ち上げて、同じ場所で定期的に行って定着をさせていき、さらに大きく育てていくという形だと考えております。そういう構造ですので、新たなテーマで展示会を創造して、世界中から出展者やバイヤーを集めてくるという形でビジネスモデルを考えることになるのだと分析しております。

引き続き3段目になります。国際会議の特性については、参加者全員が一堂に会するプレナリー（全体会議）とブレイクアップ（分科会等）の2つの会議形式が組み合わされるのが一般的な形式です。したがって、プレナリーに対応する大きな国際会議室が

1つだけあれば良いというものではなくて、それとほぼ同規模の分科会等ができるキャパシティが別途ないといけないという特性を持っております。

また、展示会はBusiness to Businessであることが多いものですから、開催日が特定の曜日、特にウィークデーに集中することが多くございます。したがって、ウィークデーの日程をめぐって日程調整上のハンディキャップを負う場合がございます。現に日本でもそういうことがあるわけですが、日程調整上の柔軟性を持たせるような展示等施設の在り方をどう考えるか。後ほどの分析で出てまいりますけれども、具体的には複数の展示会を同時並行的に2つのラインで開催できる機能を持たせていけば、日程調整上の制約を超えられるのではないかという御提言を申し上げようと思っております。

8ページ目に進みまして、3つの「基本的な視点」との関係で、国際会議場施設及び展示等施設の在り方についてどう考えれば良いかということ进行分析しております。まず、「基本的な視点1」との関係ですが、「(1)前提条件」に書いてあるのは、ある意味では当たり前なこととございまして、これまでやっているような通常の規模のものができるなければならないのではないかとございまして、また、国際会議場施設については、プレナリー、ブレイクアップの双方に対応できる総収容人数が必要ではないかということも当たり前なこととございまして。

一方、我が国においてこれまでにないクオリティを創造していこうとすると、(2)の①又は②の特性を満たさなければならないのではないかと分析でございます。

①は、カテゴリ3、つまり極めて大規模の国際会議又は展示会に対応していくということで、IRに造る国際会議場施設又は展示等施設のいずれかが極めて大規模の国際会議又は展示会に対応できれば、我が国においてこれまでにないクオリティが創造できるのではないかとございまして。こういう機能を持たば、ii)に書いてありますが、それを多少下回るカテゴリ2の国際会議又は展示会については複数のものを同時開催可能になり、先ほど触れた日程調整上の制約がなくなるという意味でも、我が国においてこれまでにないクオリティを達成することができるという考え方の整理でございます。

一方、②はカテゴリ2の大規模な国際会議「アンド」展示会を同時に開催できる規模の施設という考え方でございまして。御承知のように、我が国では大規模な国際会議場施設ないしは大規模な展示等施設が、同時に大規模な展示等施設ないしは大規模な国際会議場施設を有するという事は、これまでにないわけとございまして。したがって、大規模な国際会議と展示会を同時に開催できるスペックを達成すると、我が国においてこれまでにないクオリティが満たされることになるという考えでございます。

同時に、ii)に書いてあるように、カテゴリ1の一般的な規模の国際会議と展示会は複数のものを同時に開催可能になりますので、この面でも日程調整上の制約がなくなるという意味で、我が国においてこれまでにないクオリティを達成できることになるという分析でございます。

9 ページ目に進みまして、我が国においてこれまでにないスケールをどう創造するかという「基本的な視点2」との関係でございます。国会答弁でもあるように、ナショナル・プロジェクトとして公益性を有する、我が国においてこれまでにないスケールのMICE施設をカジノ収益を活用して整備するという観点は、非常に大事な観点でございます。この観点から見ますと、先ほど見た8 ページ目の(2)に挙げられた①か②の類型を達成しないと、こういう条件は満たすことにならないのではないかと分析でございます。

引き続き、「基本的な視点3」の立地地域の特性に応じた創意工夫の可能性についてでございます。IRの立地条件は現時点では分かりませんので、国際会議と展示会のいずれに優位性を有するような立地条件になるかということは、今後決まってくることでございます。したがって、政令をつくるに当たっては幾つかの類型を設けて、その中から都道府県、政令指定都市や民間事業者が創意工夫を凝らして選択できるようなものにするべきではないかという整理でございます。

類型といたしますのが①～③ですが、①が極めて大規模な国際会議が開催可能な国際会議場施設と、一般的な規模の展示会が開催可能な展示等施設を組み合わせるもの。②がそれを逆にした類型で、極めて大規模な展示会に対応可能な展示等施設と、一般的な規模の国際会議に対応できる国際会議場施設を組み合わせるもの。③が大規模な国際会議と大規模な展示会の双方が同時に開催可能な規模を持った組み合わせの施設とするもの。そういう意味でこれまでに我が国にはない、バランスがとれている総合的なMICE施設を造るというオプションでございます。

なお、①～③のいずれの場合でも、国際会議場施設はプレナリーとブレイクアップの双方に対応できる総収容人数を有することが必要ではないかと考えております。この点に関しては、資料2の4 ページ目を見ていただきたいと思います。我が国の主な国際会議場施設の概要ですが、最大の国際会議室の収容人数の2倍を若干超える規模の施設全体としての収容人数を有しているというのが既に一般的な例になってございます。また、資料2の6 ページ目は、過去3年間にアジア大洋州で行われた大規模な国際会議の会場にどういうところが使われたかという例でございます。シンガポールやマカオ、オーストラリア等が入っております。一番右側の欄を見ると、最大会議室の通常の収容人数といたしましては、ほぼ6,000人程度のもになっているというのが、近年のアジア大洋州での大規模な国際会議場施設の傾向であると考えているところでございます。

以上を踏まえて、資料1の10ページ目と11ページ目に戻りますが、今触れた3類型について、より正確な言葉で書き直したものでございます。最初の類型は、極めて大規模な国際会議が開催できる国際会議場施設であって、一般的な規模の展示会に対応できる展示等施設を併設する類型。その際には、国際会議場施設については、極めて大規模な国際会議に対応が可能であると共に、少なくとも複数の大規模な国際会議を同時に開催することが可能な規模を求めてはどうか。また、最大の会議室の収容人数と同数以上の

収容人数の規模の中小会議室群の整備を求めています。

2番目の類型が最初の類型と逆になりますが、展示等施設については極めて大規模な展示会にも対応可能な規模を有すると共に、同時に少なくとも複数の大規模な展示会を同時開催することが可能な規模を求めています。国際会議場施設については、一般的な規模の国際会議に対応可能な規模を求める。同時に最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群の整備を求めています。

11ページ目にまいりまして、3番目の類型は、大規模な国際会議と大規模な展示会が同時開催可能な規模を有してバランスがとれている施設を求める類型でございます。国際会議場施設については、大規模な国際会議にも対応可能な規模で、かつ、複数の一般的な規模の国際会議を同時に開催することができる規模を求める。また、最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群の整備を求めています。

展示等施設つきましても同様に大規模な展示会にも対応可能で、かつ、複数の一般的な規模の展示会を同時に開催できる規模を求めています。

以上が国際会議場施設と展示等施設についての考え方の整理でございます。

12ページ目に進みまして、魅力増進施設についてでございます。魅力増進施設につきましても、「基本的な視点」との関係で分析をしております。「基本的な視点1」との関係については、我が国においてこれまでにないクオリティのコンテンツやその発信方法を実現する一方、「基本的な視点2」との関係については、ついでには色々な魅力を様々な形で発信をしていただくという施設の性格上、魅力増進施設の規模について、一律の要件を求めることは困難ではないかという整理でございます。むしろ、コンテンツの内容やその活動において、また、その発信方法等において我が国を代表することとなる規模になることを求めていくという整理で良いのではないかと考えております。

「基本的な視点3」との関係については、2つの類型に煎じ詰めることができるのではないかと考えて、(1)として、多様な日本の文化、伝統等に関する多様なコンテンツについて、発信手段をある程度絞った上で魅力を幅広く伝えるという類型と、(2)として、逆にコンテンツの中身は絞った上で、より多様な発信手法を活用して、魅力をより深掘った形で幅広く伝えるという2つの類型に整理できるのではないかと考えております。

13ページ目、今後の議論の方向性でございますが、今の2つの類型に従って提案しております。第1類型は、多様なコンテンツについて、その発信手段をある程度絞った上で魅力を幅広く伝えるという類型でして、より具体的に言うと、世界中の観光客から幅広い理解を得るために、演劇・演芸、スポーツ、料理等の特定のジャンルについて、総合的かつ体系的にまとめてわかりやすく発信をする。発信する手法としては、様々な手法があり得るのですが、コンテンツの内容に最も適した発信手法に絞って発信をしてい

くことを考えてはいかがか。

一方、第2類型では、今度はコンテンツをより特定のテーマに絞った上で、様々な発信手法を活用して魅力を深掘って、色々な角度からより深く伝えるという類型でございます。例えば、演劇・演芸、スポーツ、料理等のジャンルの中で、歌舞伎、落語、相撲、和食等、さらに特定のテーマに絞った上で発信をするということを考えてございます。また、その発信手法についても、展示、鑑賞、体験、販売・消費等あらゆる発信手法を活用して、幅広い切り口から深く理解をしてもらうような発信手法を採ることを考えてはいかがかということでございます。

③に書いているのは、いずれの場合でも既存のコンテンツをそのまま使うのではなく、むしろ新たなコンテンツの創造や発信方法の工夫による既存コンテンツの発展に取り組んでいただくことを求めるべきではないかという提案でございます。

次に14ページ目の送客施設の基準でございます。まず送客機能の現状の分析を行っておりますが、観光庁にもお願いした様々な分析の結果をまとめているものでございます。現状におきましては外国人延べ宿泊者数の約6割が三大都市圏に集中する等、まだ送客においては課題があると考えております。

課題は2つあると分析しておりまして、1つは外国人旅行者によく知られていない・伝わっていない日本各地の魅力がまだまだ沢山あるということでございます。もう1つは、スムーズな旅行を外国人旅行者にしてもらうための各種のサービスをワンストップで提供できる観光案内所はまだ非常に少ないということでございます。以上、2つの課題に对应していくためにIRに設置する送客施設の機能として、ショーケース機能と様々なサービスをワンストップでシームレスに提供できるコンシェルジュ機能が必要ではないかということが、現状分析から方向性として出てまいります。

15ページ目も同様の分析でございますが、「基本的な視点」との関係です。「基本的な視点1」との関係について、ショーケース機能を考える際にも、発信手段としてはヴァーチャル・リアリティ（VR）やオーグメンテッド・リアリティ（AR）等の新しい発信方法等も加えて取り組むということはあると思いますし、ワンストップ・サービスをさらにもっと提供できるようになれば、我が国においてこれまでにないクオリティを実現することにつながるという分析でございます。

一方、「基本的な視点2、3」との関係について、スケールとの関係でいきますと、様々なニーズに応える必要はありますが、一律に数値基準を定めることにはなじまないのではないかという分析でございます。そのやり方、規模等についても、具体的な手法については事業者委ねることになれば、創意工夫の可能性という「基本的な視点3」との関係もクリアできるということでございます。

16ページ目と17ページ目に今後の議論の方向性をまとめてございますが、まずショーケース機能については、VR、AR等の最先端技術も活用して、効果的な情報発信を求めていくとともに、ICT技術等も使って適切な情報発信を求めてはどうかということです。

ただし、どういう発信手法を採らなければならないかということについては、手法を例示にした上であくまでも事業者の創意工夫に委ねるという方向性でいかがかと考えております。

また、コンシェルジュ機能についても、旅行者の関心に応じてオーダーメイドで旅行計画を提案する機能が必要ではないかと考えております。諸外国にも同様の機能を果たすサービスが既に存在しているところがございます。この施設に來ればその場で目的地までの交通機関のチケットや目的地での観光施設のチケットあるいはホテルの予約等に加え、さらにはその決済等必要なサービスの手配をシームレスで行える機能を求めていくということを考えてはいかがかと考えております。

17ページ目、多言語対応も当然必要なわけございまして、英語で対応するというのは当然でございますが、英語に加えて複数の外国語でサービスを提供できることを求めているかがか。規模については、一律に数値基準を定めるということはないと思っておりますけれども、情報提供、接客や待合のためのスペースを適切に確保していくことは、基準の中に盛り込んでおくことを考えてはいかがかと考えております。

引き続きまして、宿泊施設について18ページから21ページまでで御説明をさせていただきたいと思っております。

18ページ目で、諸外国の宿泊施設と日本にある既存の宿泊施設の現状の分析をしております。世界的なブランドの宿泊施設、これはトップブランドあるいはトップ・クオリティの宿泊施設等を例にとっております。加えて、諸外国のIRにある宿泊施設の他、日本を代表する宿泊施設として、帝国ホテル、ホテルオークラ、ホテルニューオータニという、いわゆる日本の御三家のホテルを例にとっております。さらに一番右側の欄で、客室数の観点で大規模な我が国の代表的な宿泊施設を分析しております。

4つの特徴があると考えております。まず最小客室面積の平均が、諸外国の平均はほぼ40㎡になっているところ、日本の場合にはそれがまだまだ至っていないという大きな違いがあります。

一方、スイートルームを見ますと、スイートルームの最小客室面積の大きさは、それほど大きな違いはありません。

3番目に、スイートルームの割合ですが、片やIRにある宿泊施設は20%に近い比率ですが、残念ながら日本のスイートルーム比率はまだまだ1桁ということで、ここも大きな違いがあるということでございます。

4番目に、総客室数については、諸外国のIRにある宿泊施設の総客室数は、他のカテゴリーに比べると突出して多いということがございます。これはMICE施設等の集客施設を有していることも影響しているのだと思っております。

なお、これらの4つのカテゴリーについての分析のバックデータは資料2の10～13ページにございますので、御参照いただければと思っております。

19ページ目で、宿泊施設について「基本的な視点」との関係で整理をしております。

まず「基本的な視点1」との関係ですが、世界中から外国人旅行者の来訪を促進する観点からすると、世界的なブランドの宿泊施設や諸外国のIRの宿泊施設の1部屋当たりの客室面積を踏まえて、世界水準の面積を有する客室を整備することを求めるべきではないかと御提案しております。また、富裕層に対応するという観点もクオリティ面では非常に重要な観点ですが、これも同様に世界水準で富裕層の需要にも対応できる客室、スイートルームをまとめた規模で整備することが必要になるのではないかと整理でございます。

また、「基本的な視点2」との関係について、ナショナル・プロジェクトとして整備されるIRですので、相当程度大規模な宿泊施設を整備させる必要がある。宿泊施設全体としても相当大規模なものの整備を求めるべきではないかと考えられます。

一方、「基本的な視点3」との関係でいきますと、客室数を全体でどれ位にするか、あるいはその客室の種類や構成をどうするかということについては、民間事業者の経営判断、創意工夫の余地を持つことができるような基準を考えるべきではないかという整理でございます。

以上の分析に基づいて、20ページ目と21ページ目で今後の議論の方向性をまとめていきますがまず1部屋当たりの客室面積は、近年整備された世界水準の宿泊施設や諸外国のIRの宿泊施設の客室面積等を踏まえ、一定水準以上の客室面積を有する客室を整備することを求めることとしてはどうかという方向性でございます。

また、富裕層への対応については、富裕層が使う客室は上を見ればヴィラやコンドミニアムといった途方もないものがありますが、これらの途方もないものも含めた基準を作っても仕方がないところがございますので、最低基準としては、スイートルームに関する基準を設けていくことで十分対応が可能ではないか。そして、スイートルームの1部屋当たりの客室面積については下限を設ける。その際には近年整備された世界水準の宿泊施設や諸外国のIRの宿泊施設のスイートルームの1部屋当たりの客室面積を踏まえて下限を設けるという考え方でいかがか。

それから、スイートルームの割合についても同様の比較対象を参考にした上で、総客室数の一定割合とするという形でスイートルームの割合の下限を設けてはどうかということをもとめてございます。

最後に21ページ目になりますけれども、宿泊施設全体の規模については、「基本的な視点3」の関係になりますが、具体的にどのような客室を何室程度整備するのかということについては、事業者の経営の自由に任せることとして、客室数で縛るのではなく、具体的には客室総面積に着目して、相当程度大規模な宿泊施設の整備を求める方向で考えてはどうかということでございます。その際には諸外国のIRの宿泊施設の総客室数をベースにしながら、1部屋当たりの客室面積、それから、スイートルームの客室面積、スイートルームの割合、こういうものを考慮して具体的な総客室面積の下限を設けることとしてはどうかという整理をしてございます。

以上、5つの中核施設の基準に関する考え方の整理でございます。

22ページ以下、その他の政令事項についての説明でございます。まずカジノ施設の中のゲーミング区域の床面積の上限についてでございます。昨年の推進会議でも様々な御議論をいただきましたけれども、23ページ目の今後の議論の方向性にありますように、分母となるIR施設全体の面積としては、IR区域の面積や建築物の敷地面積ではなく、IR施設、つまり※に書いてありますIR整備法第2条第1項の1号施設から6号施設までになります。その建築物の床面積の合計として、また、政令で定めなければならないとされている一定の割合については、シンガポールの実例も踏まえて3%と規定してはどうかということでございます。

24ページ目と25ページ目は、カジノ事業に関する広告物の禁止の例外についてでございます。25ページ目に今後の議論の方向性をまとめておりますが、シンガポールの例等も参考にしながら、広告物の表示等が制限されない施設を、国際線が就航する空港や外航旅客定期航路事業や外航クルーズ船が就航する港湾の旅客ターミナルとしてはどうかという整理でございます。

一方、鉄道駅やバスターミナルについては、2つ目の○に書いてあるように、外国人旅客も使いますが、むしろ不特定多数の日本人が利用する場所でもあるということで、原則通り広告物の表示等を禁止する施設としてはどうかという整理をしております。

また、制限がかからない施設の中で具体的に広告の表示等が認められる区域は、入国審査等、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定してはどうかということでございます。税関を通過したところで1つの区切りができているところが通常ですので、入国管理ゾーン、いわゆる制限区域ということにしてはどうかという考え方でございます。

引き続きまして、26ページ目、27ページ目はマネー・ローンダリング対策関係でございます。26ページ目にIR整備法第109条で、政令で定めなければならない事項が出ていますが、本人確認等をしなければならない取引と、一定金額を超えた現金の受け払いを行う場合に、その限度額を政令で定めることになってございます。

27ページ目で今後の議論の方向性をまとめておりますが、本人確認義務をかける取引の対象として、FATF勧告や米国ネバダ州やシンガポールの例、犯罪収益移転防止法上対象となっている金融業務の例等も参考に、カジノ事業者と顧客の間の現金とチップの交換の他、カジノ事業者が管理する顧客の口座の開設、顧客からの金銭の受け入れ、貸付け等に係る取引、カジノ行為関連景品類、いわゆるコンプの提供等に係る取引として、その閾値を定める場合にはFATF勧告では3,000ドル/ユーロとなっておりますので、それを参考にして政令で規定するという方向性でいかがかと考えております。

また、IR整備法で特別に創設している現金取引報告の対象となる取引については、カジノ事業者と顧客の間の現金とチップの交換等、現金の受け払いが行われる取引として、その閾値については米国やシンガポールの例を参考にして決めるということではどうか

かという方向性でございます。

28ページ目と29ページ目は、カジノ事業免許の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪についてでございます。特にIR整備法上はこういう参入規制の対象になる者は、事業者だけではなく、契約の相手方や主要株主等、施設土地権利者をはじめ、様々なステークホルダーがこの規制の対象にかかりますが、「今後の議論の方向性」に書いているように、まずカジノ事業者の場合は、善良の風俗の確保や反社会的勢力の排除の観点、健全な組織運営の確保の観点、健全な事業活動の確保の観点等から、他法令で罰金刑が欠格事由となっているようなものを参考にしながら決めることとしてはどうか。そして、「カジノ事業者・施設供用事業者及びその役員」以外のステークホルダーの欠格事由については、こういう類型の中から必要な罰金刑を拾っていくという考え方で整理をしてはどうかと考えているところでございます。

30ページ目と31ページ目は、日本人等の入場料の賦課、入場回数制限の例外になるケースでございます。例えば民間事業者の日本人従業員やカジノ管理委員会の日本人職員が業務や公務でカジノ施設に入場、滞在するような場合には、入場料の賦課や入場回数制限やの対象としないという例外を設けてはどうかと考えております。また、20歳未満の者の入場制限に関しても、これらの者が業務又は公務のため入場する場合は、入場・滞在を認めるという形で整理をしてはどうかと考えている次第でございます。

32ページ目になりますが、その他の政令事項としては、カジノ事業者の保証金の供託を義務付けられる受入残高の最低額を、前払式支払手段に係る発行保証金の供託義務が生じる最低額を1,000万円としている資金決済法の例に倣って、定めてはどうかと考えております。また、カジノ管理委員会が認可する土地に関する権利の移転又は設定について、カジノ管理委員会の認可が私法上の効力まで否定しないものを政令で定めることになっておりますが、例えば遺産分割や相続人に対する特定遺贈等まで、カジノ管理委員会の認可がなければ効力が発生しないということにするのは不適切であると考えられることから、これらについては他法令の例にも倣いながら、考え方を整理してはどうかと考えております。

最後にある入場料納入金や納付金の納付手続等については、申告納付期限の日程等を定めるものですので、これは純粋に技術的なものとして整理をさせていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、今の政府側の説明について御発言をお願いしたいと思います。

○熊谷委員 どうもありがとうございました。

本日の大きな論点は、1ページ目の①のIRを構成する中核施設の要件です。私はこの会議で最も重視すべき本質的な視点が何なのかということ、枠組みとして2つのことのバランスをとる必要があるということだと思っております。

1つは、民間事業者や地方・地域が、自由に創意工夫ができるということ。他方で刑法の禁止している賭博罪の違法性を阻却するわけですから、そのことを十分正当化するだけの公益がないといけないということです。その意味では今回、出していただいた御提案は、この2つのバランスが非常にとれており、大筋において私は大きな異議はございません。

具体的に3つほどコメントをさせていただきたいのですが、1つは6ページ目の中核施設の具体的な要件に関する基本的な視点ということでございます。これは前提条件としては、参考資料の資料2の1ページ目で御説明があったように、日本の国際会議及び展示会の開催件数のシェアが非常に低下しているという状況があるわけですから、非常に憂慮すべき状況であって、成長戦略の大きな柱であることをまず大前提として認識する必要があります。

その中で6ページ目では、視点2というところが非常に重要だと思っております、本文の3行目のところにありますが、冒頭、申し上げたように刑法で禁止されている賭博行為を特権的な例外として認めるということですから、これはやはりナショナル・プロジェクトにふさわしい公益性を確保する外形的な基準が要するということが重要ポイントになるのではないかと。これがまず1点目です。

2点目としては、7ページ目でございますけれども、右側の展示会の真ん中の段のそれぞれの市場特性というところに書いてありますが、2つ目の○のところ、今、ニッチな新しいテーマで展示会を創造して、世界中から出展者だとかバイヤーを集める試みが非常に注目をされている。例えば注のところにあるような食のエキスポということもあるわけですし、また、今年注目されたのは外国人の美容師。アジア・ビューティーエキスポというものがパシフィコ横浜で6月に開かれましたけれども、5,000人が来日をした。それから、将来的には、カワイイとか、カッコイイとか、そういうクールジャパン的なものも発信できるということだと思っておりますので、まさに中身、コンテンツや発信の手法などによってかなり工夫の余地があって、そのことが起爆剤になる可能性があるのではないかと。これを2点目として申し上げたいと思います。

3点目としては、20ページ目からの宿泊施設の基準というところでございますけれども、これも基本的には妥当な枠組みではないかと私は考えておまして、最終的には21ページ目の真ん中のあたりですが、客室の総面積に注目をして相当程度大規模なものの整備を求める。この考え方に賛成をいたします。

周辺の宿泊施設を圧迫するのではないかとというような議論が恐らく出るのではないかと。思いますけれども、これは国会答弁などでもございましたが、例えばシンガポールでIRを開業したとき、2009年からの5年間の変化ということで言えば、国際会議の開催件数は23%増加をした。外国人の旅行消費額も86%増えている。また、宿泊施設については供給が30%増える中で稼働率は13%増えて、さらには客室の単価も36%上がっている

ということですから、むしろwin-winの関係というか、IRをつくることが全体に対してプラスの影響も及ぼすというところがあるのではないかと。

私なりに数字を整理すると、20ページ目のところで①の1部屋当たりの客室面積というのは、18ページ目の議論を踏まえると、恐らく40㎡というのが1つのめどになるのではないかと。それから、②のスイートルームの1部屋当たりの客室というのは70㎡がめどになる印象がある。一番下の行の総客室数の一定割合というのは、諸外国の18ページ目の例から見れば20%位ということだと思いますので、私が勝手に計算すると2,500部屋のうち、2割が最低部屋面積70㎡以上のスイートであり、残りの8割の最低部屋面積が40㎡ということで、これらの数字を念頭において導き出されるものが1つのめどになるのではないかとというふうに私自身は理解をしておるところでございます。

私からは以上、申し上げたいと思います。

○山内議長 どうもありがとうございました。

その他にいかがですか。美原委員、どうぞ。

○美原委員 今おっしゃられた通りでございまして、自治体とか事業者の大きな考えを左右しかねないところは慎重な検討が必要だと思います。やはりこれは中核施設の定義の在り方以外にはないと思います。

後段の技術的項目については、大きな違和感はありません。ただ、中核施設はよく考えてみますと明確に定量的、定性的要件を定義しやすいものと定量的要件が定義しにくいものに分かれます。定量的、定性的要件を定義できるのは明確に1号、2号ですね。3号、4号は定性的要件でやるわけで、大きな方向性はそのようになっているかと思えます。恐らく5号というのはその中間にあると位置付けられます。5号の施設（宿泊施設）の要件は単独に、かつ定量的に評価できにくく、他の施設の在り方次第では、定量的に様々な選択肢がありうると考えられるからです。民間の創意工夫をどうやって引き出すかということについて、結構微妙な検討が必要ではないかと思うのは、要は要件定義を細かく定義すればするほどハードルは高くなってしまいます。すると民間とか自治体の創意工夫を削ぐ効果がどうしても出てきます。この辺のバランスをどういうふうにとっていくのかというのは一部、表現を見ていると心配なところがあります。ハードに拘泥してはだめ。ソフト、コンテンツ、クオリティが重要だというのは全くその通りですけれども、施設によっては投資規模とか施設規模とは関係のないところで評価すべき側面もでてくるのではないかと思います。それがマーケットに対して国としてこれら中核施設をどういう形で考えているのかに関し、非常に強いメッセージになるでしょう。

個別に申し上げると、1号から5号までは要件をできる限り分かりやすく、個別に規定するというのは、法律の立付けからそうなっているわけです。但し、実は技術の発展とか民間の創意工夫により、1号の国際会議場施設と2号の展示等施設が部分的に重なることもあるわけです。例えば現実に今起こっているのは、国際会議と展示会の双方に

も対応できる多目的施設としてのアリーナができています。普通の建物をつくるよりコストが高いが、施設稼働率は極めて高い。でもこうなると1号の国際会議場施設と2号の展示等施設の定義に照らしてどちらに該当するのか分からなくなってしまう。逆に、6号施設的な施設であるアリーナの一部が、1号の国際会議場施設又は2号の展示等施設の要件を補完し、国際会議場施設又は展示場施設としてカウントされるということもおかしな考え方ではないでしょう。それも民間事業者の創意工夫であるならば、そういう選択肢をも否定しないような方向に、政令の規定はあるべきだと思います。

余り要件を限定的にしないことが重要です。選択肢の在り方というのは、地域の要請や、技術の発展、あるいは施設の機能の考え方等によっても多様な可能性が生まれるわけです。恐らくそこにも事務方の方々はよく考えられたストーリーでこの文書を構成しているのだと思いますけれども、それ以上に多様な機能の選択肢はあるかもしれません。その選択肢をすぐようなことは必ずしも好ましくないと思いますし、そういう選択肢も許容できるような評価の在り方も必要でしょう。政令である程度明確に規定しながら、実際に評価でどうするかというのは制度の問題ではなく、運用の問題になる可能性はあるのですが、当初からかかる考えや選択肢を否定しないような位置付けというのが必要になってくるのではないかと思います。要件定義をどこまで詳細に定義するかというのは、民間の創意工夫をどうやって、どこまで尊重するかということとのバランスの中で考えていくということがポイントになるのではないかと思います。

例えば少し心配なのは、細かいですけども、11ページ目に「絶え間なく、展示会が開催できる」とあります。「絶え間なく」という言葉はちょっと過激過ぎますよね。機能的に色々なことが考えられますから、常に絶え間なくではなくて、より適切な物の言い方があるわけであって、こういう言い方が民間事業者の創意工夫を狭めるような効果をもたらしていると言えるのではないかと。言い方にも色々あります。他にも「複数の大規模会議」、確かにその通りですけども、もっと言い方があるわけであって、大規模と中規模といった色々な組み合わせがあります。そういったものを表現的にどのように捉えるのかということですが、あまり限定的に言わないほうがいいでしょう。できる限り民間の創意工夫を増やすような、選択肢を増やす政令の在り方が好ましいのではないかと思います。そういうことを考えました。

○山内議長 ありがとうございます。

武内委員、お願いします。

○武内委員 MICE事業を行う会社の者としましては、IRのMICE施設の基準ということで、国際会議場施設、展示等施設について色々御検討をいただいております、また、このような非常に大規模なものをつくっていくということで、MICE推進に資するということでは大変ありがたく思っております。

色々聞いている感じとか、こちらの誘致状況とか、そういったことを考えますと、恐らく想定されたよりも大規模なイメージの基準になるのではないかという気がしてお

りまして、使う側としては非常にありがたい一方で、先ほどありました経済的な視点等に関してどういう評価、反応になるかというのは若干懸念するところもございます。フォーメーションということで、国際会議施設が、いわゆる国際会議ということ以上に、他のMICEの形、インセンティブですとか色々なイベントの在り方が出てきておりますので、そういったことにより収益を求めてもらえるか。誘致に関しても現状の誘致手法以外に、IR事業者や、オペレーターネットワークで誘致してくるものがありますので、そういったものを含めてこの規模のMICE施設それぞれを民間ベースで運営するというふうに働きかけていきたいということなのですけれども、それがどうなるかということについては私としても不明点があるところでございます。

あと、先ほど美原委員からありました第3の施設の分類になるのでしょうか。アリーナとかそういった音楽イベントのコンテンツを展開していく施設も色々お話が出ておりまして、もし展示等施設が足りなければアリーナを使うとか、近隣の施設の互換性みたいなものも活用方法については出てくるのではないかと考えておりますので、そういったバランスをどう見ていくかということも1つ課題になってくるかと思っております。

多分これも採算の問題で実際になさったところが考えると思うのですが、今ほとんどの大規模な施設の設置主体は民間ではなく公共です。ですのでそういった意味では金額的に非常に利用しやすい。特に展示等施設はスペースが広いというところで活用しているのですが、もちろん利用者がいなくて稼働率が上がらなければ収益は上がりませんので、そこは認定を受けた民間事業者のほうも工夫されると思うのですが、広い施設はあるのだけれども、非常に値段が高いということになりますと、使う側としても非常に厳しいという可能性もあるということで、規模の重要性とあわせて経済性のところ、使う側もしくは貸す側になる民間事業者の考え方も参考にしたいと思っております。

○山内議長 ありがとうございます。

丸田委員、どうぞ。

○丸田委員 整備法をしっかり政令に落とし込むという観点からは、この基準の立て付けであるとか、ルール自体は特に何か大きな違和感はございません。ただ、若干、今までも皆さんから議論が出ていますが、今回は中核施設の基準ということで、ややもすればハードの基準のように見えてしまう部分があります。非常に重要なのはこれをしっかり稼働して、ソフト面で先ほども熊谷委員からもありましたように、ニッチなイベントも含めて誘致できる体制をしっかり評価するという事ではないかと思っております。

この中で、私は3点ほどコメントがあります。1つは今お話したようにハードに偏り過ぎないようなものにこれからどう工夫していくのかというのが重要ということと、もう1つは、今回カテゴリー3とカテゴリー1の組み合わせ、もしくはカテゴリー2同士の組み合わせということだと思っておりますが、カテゴリー3をつくるというのは非常にわかりやすいのかなど。今まで日本にないものができて、日本に從來ないマーケットを取り込めるかもしれない。ただ、そこで1つ落とし穴があるとすると、参考資料の2ペ

ページ目と3ページ目を見ても、大きなイベントというのはかなり数が少なく、大きなイベントだけでは稼働率が低いことが想定されます。日本に3つも大規模のカテゴリー3施設が本当にできてしまって、この数で本当にマーケットがあるのかどうかという点があります。

最後の1つは、そうなってくると、先ほどの創意工夫という意味からも、実はカテゴリー2の国際会議場施設とカテゴリー2の展示等施設の組み合わせというのも非常に重要なのではないかと考えていまして、この規模感が変に3に偏り過ぎた大きなものになってしまうと、逆に民間の創意工夫としてはやりづらいのではないかと。特に事業者の声を伺っていると、この件数、参考資料の2ページ目の国際会議件数は世界ですし、3ページ目の展示会数は日本なので単純には比較できないのですが、件数で見ると展示会の方がかなり少なくて経営的には負荷が重いように見えます。国際会議場施設は先ほど美原委員からもございましたが、もしかしたらアリーナと併用できるものを整備するといったアイデアもあるかもしれませんが、展示等施設はコンクリートの打ちっぱなしです。そのため、国際会議場施設と展示等施設を比べると、展示等施設の方が整備コストは安いものの、ハード基準としては経営的には展示等施設の稼働率を上げていくためにはやや負荷があるのではないかという印象を持っております。そういった意味で今回は民設民営ということもございますので、マーケットに適した規模の施設を想定しながら、より民間のソフトの部分をしっかりPDCAも含めて評価をして、良いものは良いというふうに判断をしていく仕組みが非常に大事なのではないかと個人的には思っています。

最後に、内部統制を専門とする公認会計士の観点から、マネー・ローンダリングについてはFATFの基準及び諸外国のCTR（Cash Transaction Report:現金取引報告）制度に準拠したということで非常にしっかりした基準だと思っておりますので、特にこちらについて違和感はございません。

以上でございます。

○山内議長 篠原委員、どうぞ。

○篠原委員 私も全体の基本的な考え方、流れについてはこれでいいと思っています。ただ、3点ほど指摘したいと思いますが、6ページ目の基本的な視点というところで「我が国においてこれまでにないクオリティ」あるいは「これまでにないスケールを有する我が国を」という表現になっているのですけれども、もう1つ、世界に余り例のない日本型の独自モデルなんだという視点をここにきちんと入れた方が良いのではないかと。というのは、説明を全部聞いていると、他に例のない日本の独自スタイルをこういうふうにするんですというのを、結構資料の中でずっと書き込んでいるわけです。しかし、この視点のところはそこどころがすぼっと抜け落ちているんです。日本にこれまでなかったというだけではなくて、世界の中で日本型の独自モデルなんだということを1つ入れるべきではないかという感じがいたしました。

もう1つは、19ページ目なのですけれども、「カジノ収益を活用して、ナショナル・プロジェクトとして整備されるIRの一部として宿泊施設を整備する」という表現になっているわけで、このときに例えばスイートルームを幾らにするとか、客室面積をどうするかというのも大事なことなのですが、客室の単価も重要です。カジノ収益で回すわけですから、ホテルの客室単価をどういうふうに捉えるのか。例えばラスベガスはフロントでチェックインをした後、カジノのど真ん中を通らないと客室にたどり着かないようなホテルが結構あります。客室単価は大きなホテルでもかなり安いのです。その代わりにカジノで遊んでくださいよと。カジノ収益を客室単価にどう反映させるかということもひとつ検討してもらいたい。

最後にもう1つは、これは政令とは関係なく、カジノ管理委員会が発足した後の話になると思いますが、払戻率をどうするのかという問題です。例えば国際水準というものがあるし、日本の公営ギャンブルの払戻率との絡みもあります。そういうものと同水準とするのか、あるいは国際競争力を持ったカジノ施設ということでやるならば、払戻率を上げて海外からの集客力を高めるとか、そういう発想も全くできなくはないと思う。カジノ管理委員会が発足したらそういう点にも留意して検討していただきたい。

以上でございます。

○山内議長 ありがとうございます。

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 感想めいて恐縮ですが、全体としては特に問題があるという感じはありません。ただ、今後、議論があるのかどうかわかりませんが、規制の関係のところは、全部確認していませんが、基本、罰則がつけられています。問題は、前にも申し上げたと思いますが、罰則はそれだけでは動かないというところがあって、今日の行政の大きな問題は、従来型の規制のモデルが崩れかかっている点にあります。つまり、これはカジノ管理委員会でもそうだし、国土交通省でもそうなのですが、各監督官庁が事業者に対して、あるいは個人に対して何らかの規制をかけるといったときに、大きく言えば行政が十分に強ければ仕切っていくことができるのですが、それが段々できなくなっていて、民間の方が、あるいは民間事業者の方が賢く、素早く動くというところがあって、それに対応しきれていないというのが現在の問題であり、罰則で対応するというのは極めて古典的なやり方となっています。そのところは今回スルーされているけれども、まさにカジノのような世界で活動されているような事業者に行政が対抗して公益性を担保するというのをしようと思えば、ここは多分、行政内の文化の変化のようなことがないため、そこが大きく問われるのであり、国民としては心配でもあり、ちゃんと新しい状況に対応していけるのかということについて関心を持っております。

今日のメインテーマは中核施設なのだろうと思うのですけれども、中核施設に関しては、事務局は大変情熱的にやっていただいている、景気のいい話でもあり、聞いていると楽しいような感じもするのです。想定どおりうまくいけばいいのですが、中核施設に

関しては皆さんおっしゃられているのですが、いまひとつ不得手感みたいなものが漂っているように思われ、資料を見ると、咀嚼がまだ足りないのではないかという感じが少ししています。

例えばMICE関係のところも視点を分けたり、カテゴリ1から3までそれぞれついたりということ、一生懸命分析をされているのですけれども、全体としては力がやや入り過ぎているような印象もあります。行政としてはこういう方針でできればいきたい、数が限られているので、そういう意味では完全の民間というよりは、こういうモデル的なものでまずはつくっていかないと、というのをコンセプトとして出すというのはありえることですが、多分、行政の知見の及ばない部分が相対的に大きいのだろうと思いますので、そういう観点から見ると少し規制のつくり方が固いかなと思っています。

さらに言えば、8ページ目の、「基本的な視点1との関係」の「これまでにないクオリティの創造」で、「又は」や「及び」でパターン分けしていますが、こういうのも本当に動くのかどうか。カテゴリ3、2、1と分けて、それぞれの組み合わせでやられるのだけれども、このあたりも本当にそれで仕切れるのか。最終的には数字で目安を出されるのでしょから、そのあたりがどうか、規制のつくり方としてちょうどいいところに落ちているのかどうかというのは分からないところです。

9ページ目のところも、「基本的な視点3との関係」で類型化していますね。3つのカテゴリに分けた上でそれらをさらに組み合わせでパターン分けするというものだけれども、こういうふうに書き切るかどうかです。選択に委ねると言っているけれども、フィールドを枠付けてしまっていますので、そのところを少し余裕を持たせるかどうかというあたりが、この種の事業について行政がお膳立てをして民間事業者に自由にやっていただくという仕組みとしては、少しきついなという感じはあります。

それから、魅力増進施設のところは、もう少し専門的な人に色々な面白いことを言ってもらったほうがいいのかという感じがしますし、送客施設に関しては大事な話だと思うのですが、16ページ目にショーケース機能、コンシェルジュ機能とありまして、ショーケースはいいと思うのですが、コンシェルジュの方は結局、色々アレンジしてくださるのは結構なのですが、本体の交通機関がダイレクトに便利でないという意味がなく、その辺はどうなのかと。直送してもらうのが一番楽ではあるのですが。旅行者は足がないのが不便ということになり、地方に行くと特急も本数が少なくて、移動するのがとても大変なことがあります。オーダーメイドでプランだけ作ってもらってもなあというのがあって、もう少し踏み込んだ形で、こういう便利なプランがありますよとか、そういうことは少し足りないかもしれないと思いました。

日本の宿泊施設は総体的に貧弱であるという感じは持っているもので、そこは下限を設けるというのでとりあえずいいのかなと思います。加えて推奨基準を設けて、誘導していくということもあり得ると思います。

以上です。

○山内議長 ありがとうございます。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 全体的に見て、私は今回の骨子は非常によくできているなど思っております。皆さんからお話があった通りIR、特にMICEの国際会議場施設、展示等施設のところは国会でも議論がありました通り、刑法の賭博罪との関係で非常に重要な部分でして、カジノが特権的に認められる重要な要素でございますから、今回の骨子にあります通りこれまででない規模、極めて大きな国際会議場施設または展示等施設というのは必要になってくるのだろう。スケール面でそういったところは必要になってくるのだと考えております。

美原委員や櫻井委員からお話があった通り、3号、4号の魅力増進施設、送客施設のところは非常に難しいなど思っております。魅力増進施設についてはIR整備法第2条第1項第3号を読むと、実はこれは「政令で定める基準」ではなくて「政令で定めるもの」ということで、美原委員が先ほどおっしゃった通り定性的なものである。それから、送客施設については附帯決議にもありました通り、単なる観光案内所にはしないということもあります。

まず魅力増進施設なのですけれども、先ほど櫻井委員がもう少し色々な民間の人の知恵をとということだとおっしゃっていましたが、まさにその通りだなと思ひまして、ここはなかなか正直よく分からないのですけれども、送客施設も魅力増進施設もそうですけれども、ハコモノの規模では見ない、スケールでは見ないというところは良かったなど思っております。

実際に過去、例えば2008年に舞浜にシルク・ドゥ・ソレイユの常設劇場をつくったことがあるのですけれども、不幸なことに東日本大震災があったこともあるのですが、うまくいなくて集客できなくて、たしか3年強で終わってしまったということが実際にあったのです。実際にやっている魅力増進と言いますか、ショーの陳腐化というものもあると思うので、規模としては小から中のものを複数、一定期間で回すとか、そういったことも考えるべきだと思いますし、実際にこれも区域選定、区域整備計画の認定における判断の一要素であるとともに、また、都道府県等においては中核施設の一要素として判断されることになるので、一定程度の着眼点というのは必要なのではないかと。例えば、基本方針においては過去の講演実績とか動員数あるいは他社とコラボレーションをした実績とか、海外での実績なんかも着眼点としてはあるかなと思いますし、魅力増進のところは、これを役人だけで判断するというのは非常に難しいのではないかと。海外でもマサチューセッツ州の選定手続では色々な分野で専門家をそれぞれの分野で選んで選定していますので、この魅力増進のところを役人の方だけで判断するのは非常に危険であると思ひました。

送客施設についても、ショーケース機能もあります。先ほど美原委員から国際会議と展示会の双方にも対応できるアリーナという話がありましたが、魅力増進施設とショー

ケース施設も一体的な場合もあり得るのかなと思いました。

また、今回、中核施設の中には具体的な基準になっているところがありますけれども、その他6号施設として国内外からも観光客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設もございいます。その他の要素もありますので、これは各自治体や民間事業の創意工夫ですけれども、例えば今、話題の医療ツーリズムとかそういったものを積極的にやるとか、そういったところを加点として考えていくのがいいのかなと思いました。

最後にマネー・ローンダリングでございましたけれども、ここについては間違いなく現在の犯罪収益移転防止法よりかなり上のところを行っている。CTR、高額取引報告書も入っていますし、犯罪収益移転防止法では内部管理体制が努力義務なのですけれども、それを法的義務としているという点で非常に良かったなと思います。

FATFが現在持っている観点には2つの要素がありまして、1つは技術的な遵守状況という観点、あとは有効性という観点がございいます。今回は間違いなく技術的遵守状況という面では満たすことになると思うのですけれども、もう1つ重要なのが有効性。実際に有効にマネー・ローンダリングを検知する形になっているか。この観点が非常に重要でして、他省庁のお話をしますと金融庁が来年のFATFの相互審査に向けて今の犯罪収益移転防止法では心もとないという非常に危惧感を持っていて、今年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」というものを出しております。その中で強調されているのは2点です。まずはリスクベース・アプローチという点です。いわゆるリスクを特定、評価して、そして低減措置をとりましょうという要素。もう1つ、全体的なガバナンスの点では更新、計画などをPDCAでちゃんと回していこうという話や、経営陣がマネー・ローンダリングを経営上の最重要課題の1つとしてコミットをする。そして3つの防衛線という考え方をを出していきまして、Three Line of Defenseといいますけれども、要は営業部門、管理部門、内部監査部門がそれぞれ責任を持ってマネー・ローンダリングを探知していきましょうということを言っています。そして従業員などに対する十分な教育ということが求められています。こういった要素も他省庁の取り組み、それから、FATF勧告等を是非参考にしながら取り入れてほしいなと思いました。

以上です。

○山内議長 どうもありがとうございました。

ひと当たり皆さんから御意見をいただきましたけれども、事務局から今の御意見で何かお答えすべき点があれば、簡単に御発言をお願いします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 わかりました。

美原委員、丸田委員、櫻井委員、渡邊委員から、中核施設基準が多少ハードに寄っているのではないかという御指摘をいただいたと思います。確かに法律の中で求められているのは施設の基準を政令で定めるというものですから、今回はややハードの視点が出ていると思います。

一方、区域整備計画の認定プロセスの中で今後、国土交通大臣が出していく来年の夏を目途にしている基本方針の中で、今、渡邊委員からも加点の要素というお言葉もあつたと思いますが、そういうソフトの部分、美原委員の御指摘された誘致の体制とか、そういうものも取り込んで、それらが合わさって認定のプロセスの枠組みになっていくという考え方もあるのかなと思います。法律の中ではハードの要件を求められているということから、今回はこのような説明になっているところです。

2点目に、櫻井委員から罰則担保は古い行政の形であり、新しい形になれるのかという御指摘がございました。これは昨年来、櫻井委員から御指摘いただいている点でございまして、特に中核施設がどういうパフォーマンスを今後上げていくのかという観点については、基準だけではなくて開業後、毎年国土交通大臣による評価のプロセスが行われることになっております。その評価のプロセスの中でどういう踏み込み方ができるのかという部分も重要になってくるかと思っております、その際には場合によっては今、御意見をいただきましたように、魅力発信に関する専門家とか、他の分野の知見も取り入れながら、役人だけでPDCAを回さないような工夫もできるのかも考えているところでございます。

武内委員から展示等施設の利用料の在り方、それから、篠原委員から宿泊施設の客室単価の在り方という御指摘もいただきましたが、民説民営の施設でございます。しかもIR全体として見れば、カジノ施設からの収益を活用して設置運営をしていくという位置付けになっておりますので、まずは民間事業者としてマーケットをきちんととれるような利用料ないしは客室単価の設定がなされるのかということを見ていく必要はあるのかと思っております。そういう意味で今回この政令で定める基準の中には、こういう観点を盛り込んでいないという整理になっております。

丸田委員からMICE施設について、3つとも同じ類型が採られたときにどうなるかという御指摘がございましたけれども、都道府県や政令指定都市が区域整備計画をまとめる前から事前にコントロールはできない要素です。むしろ選択肢を提示して、それぞれの立地条件の中で最もフィットするものを選んでいただくという概念でやっておりますので、それぞれの立地条件に応じて類型が選択されていくことになるのではないかと考えているということしか、現時点ではお答えはできないところです。

○山内議長 どうもありがとうございました。

皆さんの御意見で、基本的に私が気がついたのは、全体的には今回の提示された案に賛同していただいていると思っております。細かい点とか色々御指摘がございましたが、その辺はまた事務局で受け取っていただくということだと思いますけれども、ただ、基準をつくるというのは大変難しいことで、今、事務局からありましたが、今回の政令はハード中心ということですので、かなり力の入った数字的アウトプット指標みたいになっているのですが、民間の自由度をどういうふうに入れていくかということが非常に重要でありまして、ハードについても恐らくそういうことが言えると思うのですが、その

辺も考慮に入れて、また次回に議論ということにさせていただこうかと思えます。

それでは、予定の時間となりましたので議論はここまでとさせていただきます。

次回は今日の議論を踏まえまして、推進会議としての取りまとめの素案について議論をさせていただきたいと思えます。

なお、会議終了後のブリーフィングですけれども、大変恐縮ですが、私の時間の関係で時間がとれませんので、事務局からブリーフィングしていただくことになっております。

その他事務局から何かございますか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 次回の会議日程については、議長とも御相談させていただいた上で、委員の皆様とさらに調整をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○山内議長 ありがとうございます。

それでは、以上で第12回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。